

# 八幡市内で創業をお考えの方へ

- 自分らしく、自由に仕事がしたい・・・
- 自分のスキルを活かしたい。でも、創業のため何から準備しよう・・・
- 事業計画や資金は、どうすればよいのかわからない・・・

## あなたの創業を

## ワンストップ・サポート！

## 相談無料で、予約も不要！！

## 創業相談窓口にて、お待ちしております

## （八幡市役所4階 商工観光課）

八幡市では、あなたの創業をサポートするため、国から「産業競争力強化法」に基づく創業支援等事業計画が認定されています。

この認定は、八幡市が作成した創業支援等事業計画に基づき、八幡市と地域の民間等の創業支援等事業者とが連携して実施する取り組みです。

この計画に定める一定の支援を活用し、「**特定創業支援等事業による支援**（注1）を受けたこと

の証明」を取得された方には、次のようなメリットがあります。

### （1）株式・合名・合資・合同会社設立時の

登録免許税が軽減（軽減率2分の1）

### （2）創業関連保証の特例

①創業6ヶ月前から利用可能

②他の市町村で創業する場合も特例を活用

### （3）新創業融資制度（日本政策金融公庫）の

自己資金要件を充足

### （4）新規開業支援資金（日本政策金融公庫）

貸付利率の引き下げ（別途審査が必要）

注1：創業相談窓口、創業セミナーなど、創業に必要な4つのスキル「経営、財務、人材育成、販路開拓」を身につけるための支援を1ヶ月以上継続で、計4回以上のご利用いただく必要があります。

